

3 消安第 3943 号
令和 3 年 10 月 27 日

東北農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局総務課長

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に係る要望調査の期間の確保について

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金については、例年、貴局等を通じて、都道府県等に要望調査を行い、その結果を踏まえて、その交付を決定しているところです。

当該要望調査に関し、本年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県等が事業実施の検討期間を十分に確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める旨の提案が寄せられ、提案のとおり対応する旨の回答を行いました（別添参照）。

つきましては、今後の当該要望調査の運用について、都道府県等の事業実施の検討期間を十分に確保する観点から、下記のとおりといたしますので、貴局におかれましても、御協力をお願いするとともに、管内の各県に対して周知願います。また、併せて、各県から市町村への周知について、御伝達方、御協力をお願いします。

記

1 要望調査期間の十分な確保

本省事業所管課では、要望調査期間を 2 週間以上確保することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査依頼があり次第、速やかに管内の各県へ調査依頼を行ってください。

※ 家畜伝染性疾病のまん延防止等緊急の対応が必要な際は、確保できない場合があります。

2 要望調査に係る事前の情報提供

本省事業所管課では、都道府県担当者向け会議等を活用し、事業の予算額や要望調査のスケジュール等について時間的余裕をもって事前に情報提供することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査に係る連絡があり次第、速やかに管内の各県へ情報提供を行ってください。

3 消安第 3943 号
令和 3 年 10 月 27 日

関東農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局総務課長

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に係る要望調査の期間の確保について

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金については、例年、貴局等を通じて、都道府県等に要望調査を行い、その結果を踏まえて、その交付を決定しているところです。

当該要望調査に関し、本年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県等が事業実施の検討期間を十分に確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める旨の提案が寄せられ、提案のとおり対応する旨の回答を行いました（別添参照）。

つきましては、今後の当該要望調査の運用について、都道府県等の事業実施の検討期間を十分に確保する観点から、下記のとおりといたしますので、貴局におかれましても、御協力をお願いするとともに、管内の各都県に対して周知願います。また、併せて、各都県から市町村への周知について、御伝達方、御協力をお願いします。

記

1 要望調査期間の十分な確保

本省事業所管課では、要望調査期間を 2 週間以上確保することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査依頼があり次第、速やかに管内の各都県へ調査依頼を行ってください。

※ 家畜伝染性疾病のまん延防止等緊急の対応が必要な際は、確保できない場合があります。

2 要望調査に係る事前の情報提供

本省事業所管課では、都道府県担当者向け会議等を活用し、事業の予算額や要望調査のスケジュール等について時間的余裕をもって事前に情報提供することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査に係る連絡があり次第、速やかに管内の各都県へ情報提供を行ってください。

3 消安第 3943 号
令和 3 年 10 月 27 日

北陸農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局総務課長

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に係る要望調査の期間の確保について

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金については、例年、貴局等を通じて、都道府県等に要望調査を行い、その結果を踏まえて、その交付を決定しているところです。

当該要望調査に関し、本年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県等が事業実施の検討期間を十分に確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める旨の提案が寄せられ、提案のとおり対応する旨の回答を行いました（別添参照）。

つきましては、今後の当該要望調査の運用について、都道府県等の事業実施の検討期間を十分に確保する観点から、下記のとおりといたしますので、貴局におかれましても、御協力をお願いするとともに、管内の各県に対して周知願います。また、併せて、各県から市町村への周知について、御伝達方、御協力をお願いします。

記

1 要望調査期間の十分な確保

本省事業所管課では、要望調査期間を 2 週間以上確保することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査依頼があり次第、速やかに管内の各県へ調査依頼を行ってください。

※ 家畜伝染性疾病のまん延防止等緊急の対応が必要な際は、確保できない場合があります。

2 要望調査に係る事前の情報提供

本省事業所管課では、都道府県担当者向け会議等を活用し、事業の予算額や要望調査のスケジュール等について時間的余裕をもって事前に情報提供することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査に係る連絡があり次第、速やかに管内の各県へ情報提供を行ってください。

3 消安第 3943 号
令和 3 年 10 月 27 日

東海農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局総務課長

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に係る要望調査の期間の確保について

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金については、例年、貴局等を通じて、都道府県等に要望調査を行い、その結果を踏まえて、その交付を決定しているところです。

当該要望調査に関し、本年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県等が事業実施の検討期間を十分に確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める旨の提案が寄せられ、提案のとおり対応する旨の回答を行いました（別添参照）。

つきましては、今後の当該要望調査の運用について、都道府県等の事業実施の検討期間を十分に確保する観点から、下記のとおりといたしますので、貴局におかれましても、御協力をお願いするとともに、管内の各県に対して周知願います。また、併せて、各県から市町村への周知について、御伝達方、御協力をお願いします。

記

1 要望調査期間の十分な確保

本省事業所管課では、要望調査期間を 2 週間以上確保することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査依頼があり次第、速やかに管内の各県へ調査依頼を行ってください。

※ 家畜伝染性疾病のまん延防止等緊急の対応が必要な際は、確保できない場合があります。

2 要望調査に係る事前の情報提供

本省事業所管課では、都道府県担当者向け会議等を活用し、事業の予算額や要望調査のスケジュール等について時間的余裕をもって事前に情報提供することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査に係る連絡があり次第、速やかに管内の各県へ情報提供を行ってください。

3 消安第 3943 号
令和 3 年 10 月 27 日

近畿農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局総務課長

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に係る要望調査の期間の確保について

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金については、例年、貴局等を通じて、都道府県等に要望調査を行い、その結果を踏まえて、その交付を決定しているところです。

当該要望調査に関し、本年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県等が事業実施の検討期間を十分に確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める旨の提案が寄せられ、提案のとおり対応する旨の回答を行いました（別添参照）。

つきましては、今後の当該要望調査の運用について、都道府県等の事業実施の検討期間を十分に確保する観点から、下記のとおりといたしますので、貴局におかれましても、御協力をお願いするとともに、管内の各府県に対して周知願います。また、併せて、各府県から市町村への周知について、御伝達方、御協力をお願いします。

記

1 要望調査期間の十分な確保

本省事業所管課では、要望調査期間を 2 週間以上確保することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査依頼があり次第、速やかに管内の各府県へ調査依頼を行ってください。

※ 家畜伝染性疾病のまん延防止等緊急の対応が必要な際は、確保できない場合があります。

2 要望調査に係る事前の情報提供

本省事業所管課では、都道府県担当者向け会議等を活用し、事業の予算額や要望調査のスケジュール等について時間的余裕をもって事前に情報提供することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査に係る連絡があり次第、速やかに管内の各府県へ情報提供を行ってください。

3 消安第 3943 号
令和 3 年 10 月 27 日

中国四国農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局総務課長

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に係る要望調査の期間の確保について

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金については、例年、貴局等を通じて、都道府県等に要望調査を行い、その結果を踏まえて、その交付を決定しているところです。

当該要望調査に関し、本年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県等が事業実施の検討期間を十分に確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める旨の提案が寄せられ、提案のとおり対応する旨の回答を行いました（別添参照）。

つきましては、今後の当該要望調査の運用について、都道府県等の事業実施の検討期間を十分に確保する観点から、下記のとおりといたしますので、貴局におかれましても、御協力をお願いするとともに、管内の各県に対して周知願います。また、併せて、各県から市町村への周知について、御伝達方、御協力をお願いします。

記

1 要望調査期間の十分な確保

本省事業所管課では、要望調査期間を 2 週間以上確保することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査依頼があり次第、速やかに管内の各県へ調査依頼を行ってください。

※ 家畜伝染性疾病のまん延防止等緊急の対応が必要な際は、確保できない場合があります。

2 要望調査に係る事前の情報提供

本省事業所管課では、都道府県担当者向け会議等を活用し、事業の予算額や要望調査のスケジュール等について時間的余裕をもって事前に情報提供することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査に係る連絡があり次第、速やかに管内の各県へ情報提供を行ってください。

3 消安第 3943 号
令和 3 年 10 月 27 日

九州農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局総務課長

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に係る要望調査の期間の確保について

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金については、例年、貴局等を通じて、都道府県等に要望調査を行い、その結果を踏まえて、その交付を決定しているところです。

当該要望調査に関し、本年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県等が事業実施の検討期間を十分に確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める旨の提案が寄せられ、提案のとおり対応する旨の回答を行いました（別添参照）。

つきましては、今後の当該要望調査の運用について、都道府県等の事業実施の検討期間を十分に確保する観点から、下記のとおりといたしますので、貴局におかれましても、御協力をお願いするとともに、管内の各県に対して周知願います。また、併せて、各県から市町村への周知について、御伝達方、御協力をお願いします。

記

1 要望調査期間の十分な確保

本省事業所管課では、要望調査期間を 2 週間以上確保することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査依頼があり次第、速やかに管内の各県へ調査依頼を行ってください。

※ 家畜伝染性疾病のまん延防止等緊急の対応が必要な際は、確保できない場合があります。

2 要望調査に係る事前の情報提供

本省事業所管課では、都道府県担当者向け会議等を活用し、事業の予算額や要望調査のスケジュール等について時間的余裕をもって事前に情報提供することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査に係る連絡があり次第、速やかに管内の各県へ情報提供を行ってください。

3 消安第 3943 号
令和 3 年 10 月 27 日

北海道農政事務所消費・安全部長 殿

消費・安全局総務課長

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に係る要望調査の期間の確保について

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金については、例年、貴所等を通じて、都道府県等に要望調査を行い、その結果を踏まえて、その交付を決定しているところです。

当該要望調査に関し、本年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県等が事業実施の検討期間を十分に確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める旨の提案が寄せられ、提案のとおり対応する旨の回答を行いました（別添参照）。

つきましては、今後の当該要望調査の運用について、都道府県等の事業実施の検討期間を十分に確保する観点から、下記のとおりといたしますので、貴所におかれましても、御協力をお願いするとともに、北海道に対して周知願います。また、併せて、北海道から市町村への周知について、御伝達方、御協力をお願いします。

記

1 要望調査期間の十分な確保

本省事業所管課では、要望調査期間を 2 週間以上確保することといたします。

貴所におかれましては、本省事業所管課から要望調査依頼があり次第、速やかに北海道へ調査依頼を行ってください。

※ 家畜伝染性疾病のまん延防止等緊急の対応が必要な際は、確保できない場合があります。

2 要望調査に係る事前の情報提供

本省事業所管課では、都道府県担当者向け会議等を活用し、事業の予算額や要望調査のスケジュール等について時間的余裕をもって事前に情報提供することといたします。

貴所におかれましては、本省事業所管課から要望調査に係る連絡があり次第、速やかに北海道へ情報提供を行ってください。

3 消安第 3943 号
令和 3 年 10 月 27 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省
消費・安全局総務課長

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に係る要望調査の期間の確保について

消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金については、例年、貴局等を通じて、都道府県等に要望調査を行い、その結果を踏まえて、その交付を決定しているところです。

当該要望調査に関し、本年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県等が事業実施の検討期間を十分に確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める旨の提案が寄せられ、提案のとおり対応する旨の回答を行いました（別添参照）。

つきましては、今後の当該要望調査の運用について、都道府県等の事業実施の検討期間を十分に確保する観点から、下記のとおりといたしますので、貴局におかれましても、御協力をお願いするとともに、沖縄県に対して周知願います。また、併せて、沖縄県から市町村への周知について、御伝達方、御協力をお願いします。

記

1 要望調査期間の十分な確保

本省事業所管課では、要望調査期間を 2 週間以上確保することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査依頼があり次第、速やかに沖縄県へ調査依頼を行ってください。

※ 家畜伝染性疾病のまん延防止等緊急の対応が必要な際は、確保できない場合があります。

2 要望調査に係る事前の情報提供

本省事業所管課では、都道府県担当者向け会議等を活用し、事業の予算額や要望調査のスケジュール等について時間的余裕をもって事前に情報提供することといたします。

貴局におかれましては、本省事業所管課から要望調査に係る連絡があり次第、速やかに沖縄県へ情報提供を行ってください。